

**公正競争環境の検証等
参考資料**

平成23年9月9日
総務省総合通信基盤局

現行の非対称規制の枠組み

固定通信市場

移動通信市場

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

それ以外の設備
(マンション内屋内配線等)

第一種指定電気通信設備

アクセス回線
(シェア50%超)



アクセス回線と一体的に設置する設備

(メタル、光)

(NGN、PSTN等)

第二種指定電気通信設備

アクセス回線
(当該アクセス回線に接続する端末シェア25%超)



移動電気通信役務を提供するために設置する設備

それ以外の設備
(一部のサーバ等)

他事業者への設備の貸出に関する規制

原則非規制

接続約款認可

接続会計の整理

網機能提供計画の届出

他事業者への設備の貸出に関する規制

接続約款届出

接続会計の整理

原則非規制

接続関連規制

原則非規制

原則非規制
(ADSL等)

小売サービスに関する規制

指定電気通信役務の約款届出制
(FTTH、専用役務等)

特定電気通信役務のプライスカップ規制
(メタル電話等)

利用者料金規制

原則非規制

禁止行為規制

接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱い等の禁止

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

特定関係事業者規制

役員兼任禁止

接続や業務受託に関し、不公平な取扱いの禁止

行為規制

禁止行為規制

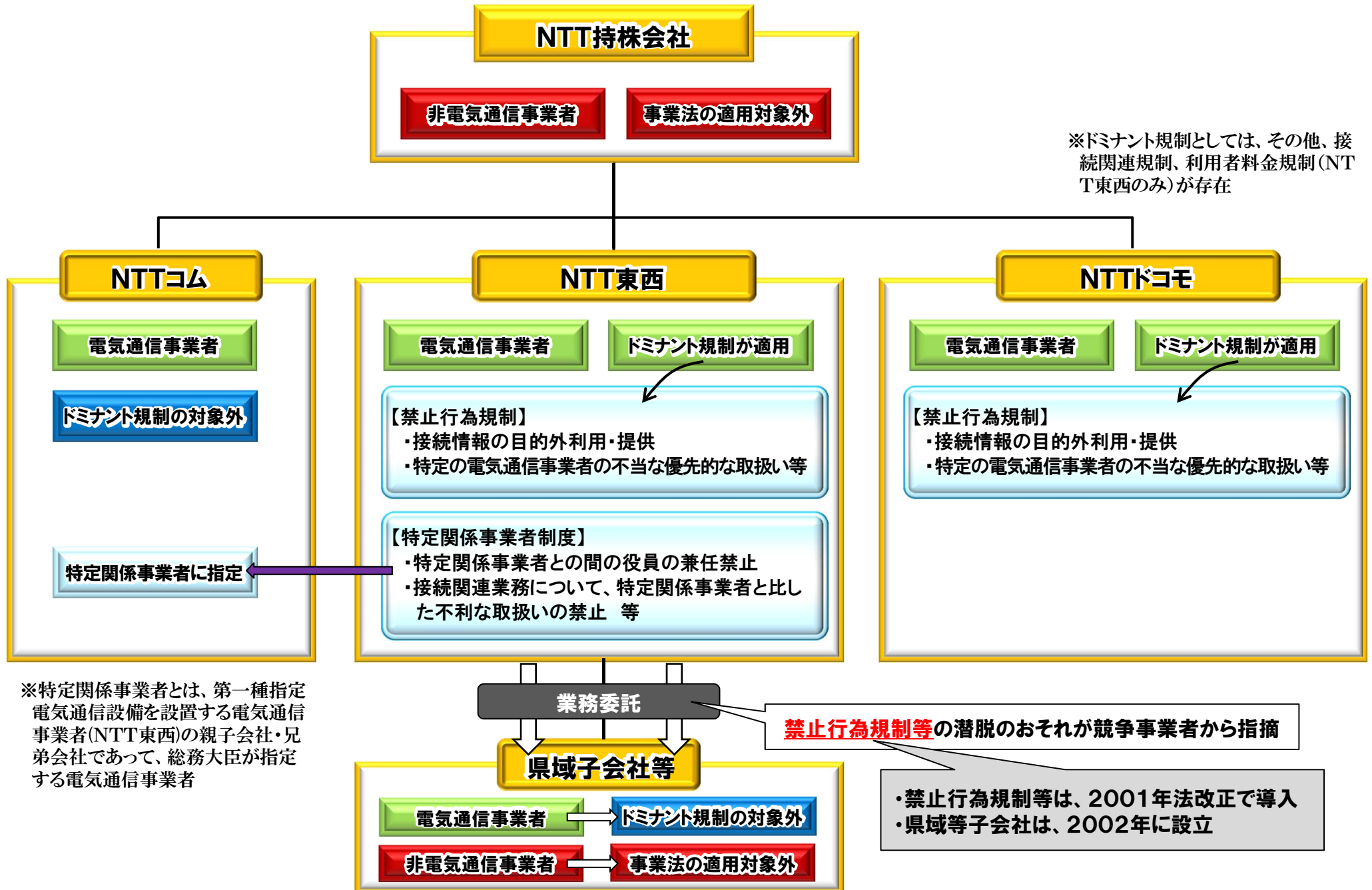
接続情報の目的外利用・提供の禁止

特定事業者の不当な優先的取扱いの禁止等

設備製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

更に、「収益ベース」のシェアが25%を超える場合に、個別に指定された者に対する規制

NTTグループに対するドミナント規制適用の枠組みについて



タスクフォース取りまとめ等を踏まえた「基本方針」の決定(2010年12月14日) 3

- 総務省は、ICT政策タスクフォースの取りまとめ等を踏まえ、今後取り組むべき具体的な施策を取りまとめた「基本方針」を策定・公表。
- 関係法律の改正案(機能分離の実施等)の通常国会への提出や、制度整備実施後3年を目途とした包括的な検証などを盛り込み。

1 合同部会の最終とりまとめで指摘された事項については、次のとおり進める。

- ① **機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化**については、具体的内容を早急に確定し、**関係法律の改正案を次期通常国会に提出**する。【電気通信事業法及びNTT法の一部改正】
- ② **加入光ファイバ接続料**について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた**具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案**を得る。
- ③ **次世代ネットワーク(NGN)**において実現すべきアンバンドル(細分化)機能・サービスやIP網への移行(マイグレーション)に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・インターネット接続事業者(ISP)などにおいて、**速やかに検討の場を設け、来年中を目途に成案**を得る。
- ④ ワイヤレスブロードバンド事業者による**既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出**する。【電波法の一部改正】
- ⑤ 第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、**諸外国で実施されているオークションの導入**についても、**早急に検討の場を設けて議論を進める**(新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る)。

2 今回、**合同部会の最終とりまとめに盛り込まれた措置**については、以下のような観点から、**毎年度の継続的なチェック**に加え、**制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証**を行う。

- ・ NTT東西における規制の遵守状況
- ・ 料金の低廉化や市場シェア等の動向
- ・ 「光の道」構想に関する取組状況 等

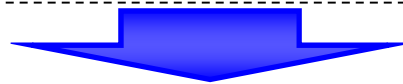
3 **包括的な検証の結果**、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、**公正競争環境が十分に確保されていない場合**には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、**公正競争環境を整備するための更なる措置について検討**を行う。

電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和する。

背景

総務省では、2015年頃を目途に全ての世帯においてブロードバンドサービスが利用されることを目指しており、そのための政策のひとつとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」を行うこととしている。

電気通信市場における競争政策については電気通信事業法等の見直しを累次行ってきたところであるが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社による反競争的行為が発生するなど、依然として市場支配力の濫用を必ずしも防止できていない状況にある。



改正概要

電気通信事業法の改正

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為(接続情報の目的外利用等)を実効的に抑制するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正

電気通信事業者間の競争を促進するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務(県をまたがるIP通信サービス等)等に係る現行の認可制を事前届出制とする。

施行期日等

- ① 公布の日(2011年6月1日)から6ヶ月以内の政令で定める日に施行。
- ② 法律施行後3年を目途として検討を加え、必要に応じて見直し。